桜井市行財政改革大綱

平成２６年５月

桜 井 市

目　　次

１　これまでの行財政改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　　これまでの行財政改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　財政状況と今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　実質収支・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　　市税と地方交付税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　　人件費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　　扶助費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　　地方債残高と償還額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　　施設の更新費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　　市の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　　今後の財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　これからの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

３　行財政改革を進める基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　大綱の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　行財政改革のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　大綱の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　行財政改革の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

４　行財政改革大綱の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・２５
　　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　　行財政改革の取組体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　　改革の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　改革の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

５　用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
６　市民アンケートの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
７　財政状況比較資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

１　これまでの行財政改革の取組

これまでの行財政改革の取組

H8 年 6 月	桜井市行政改革推進本部を設置
H8 年 11 月	桜井市行政改革懇談会設置 〔平成 9 年 2 月まで、6 回開催〕
H9 年 2 月	桜井市行政改革懇談会より提言
H9 年 3 月	桜井市行政改革大綱を策定 〔この大綱の推進期間については、平成 9 年度から 11 年度の 3 年間とする。改革が推進期間後にわたるものについては、期間後も継続して実施するものとする。〕
H9 年 7 月	桜井市行政改革実施計画を策定
H15 年 10 月	財政健全化のための行財政改革プログラムの策定について取り組みを始める。
H16 年 2 月	桜井市行財政改革プログラムの策定
H16 年 4 月	財政課内に行財政改革推進係を設置 桜井市行政改革推進本部を桜井市行財政改革推進本部に変更 桜井市行政改革懇談会を桜井市行財政改革推進懇話会に変更
H16 年 8 月	桜井市行財政改革プログラムの改訂・桜井市行財政改革アクションプランの策定 〔期間は平成 16 年度～20 年度の 5 年間〕
H20 年 10 月	桜井市行財政改革プログラム・桜井市行財政改革アクションプラン（第 2 次）の策定 〔期間は平成 21 年度～25 年度の 5 年間〕
H25 年 11 月	第 1 回　桜井市行財政改革推進懇話会の開催

本市の行財政改革の取り組みは、昭和６０年及び平成９年に行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な行政を目指して取り組みを行いました。続いて、バブル経済崩壊後の不況による市税の減収や国の三位一体改革による国庫補助金、地方交付税の削減により、歳入が大きく不足することとなり、それまでの行政改革から財政の健全化に重点を置いた行財政改革として、平成１６年度から２０年度まで第１次行財政改革プログラム及びアクションプランの策定を行いました。「第１次行財政改革」では、事務事業の見直しを中心に財政の健全化に重点をおき、財政硬直化の改善を図ることにより、財政再建と将来のまちづくりに向けた財政の弾力的な運用を行えるような財政運営を目指してきました。個別にみると、アクションプランにおける１５８項目にわたる具体的な取り組みを進め、効果見込額５４億８，７７７万２千円を上回る６５億４，５４２万７千円の実績額を達成し、計画を上回る効果を達成しました。

しかしながら、長引く不況や平成１６年度～１８年度までの三位一体改革の影響は大きく、平成１９年度において、一般会計で３０年振りの赤字となりました。そして今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれ、このままでは早期健全化団体に陥ることも危惧されたことから、平成２１年度から２５年度までの５年間で第２次行財政改革プログラム及びアクションプランを策定、施設の廃止・休止・統廃合及び組織の見直しなども含めた抜本的な改革に重点を置き、現在取り組みをおこなっているところです。

第２次行財政改革の５年間で、３０億５，６３４万円の効果見込額とし、８６項目の取り組み行い、現在４年間で２５億６，６５６万５千円の実績額となっています。

【行財政改革の効果額】　（千円）

		H16	H17	H18	H19	H20	合計
第1次	見込額	370,058	839,434	1,196,143	1,457,303	1,624,834	5,487,772
行財政改革	実績額	370,058	939,491	1,729,096	1,605,536	1,901,246	6,545,427
		H21	H22	H23	H24	H25	合計
第2次	見込額	519,916	544,319	590,374	718,823	682,908	3,056,340
行財政改革	実績額	584,738	608,949	651,710	721,168	―	2,566,565

※平成 25 年度については、効果見込額のみ。

２　桜井市の財政状況と今後の見通し

実質収支

【一般会計の決算額】

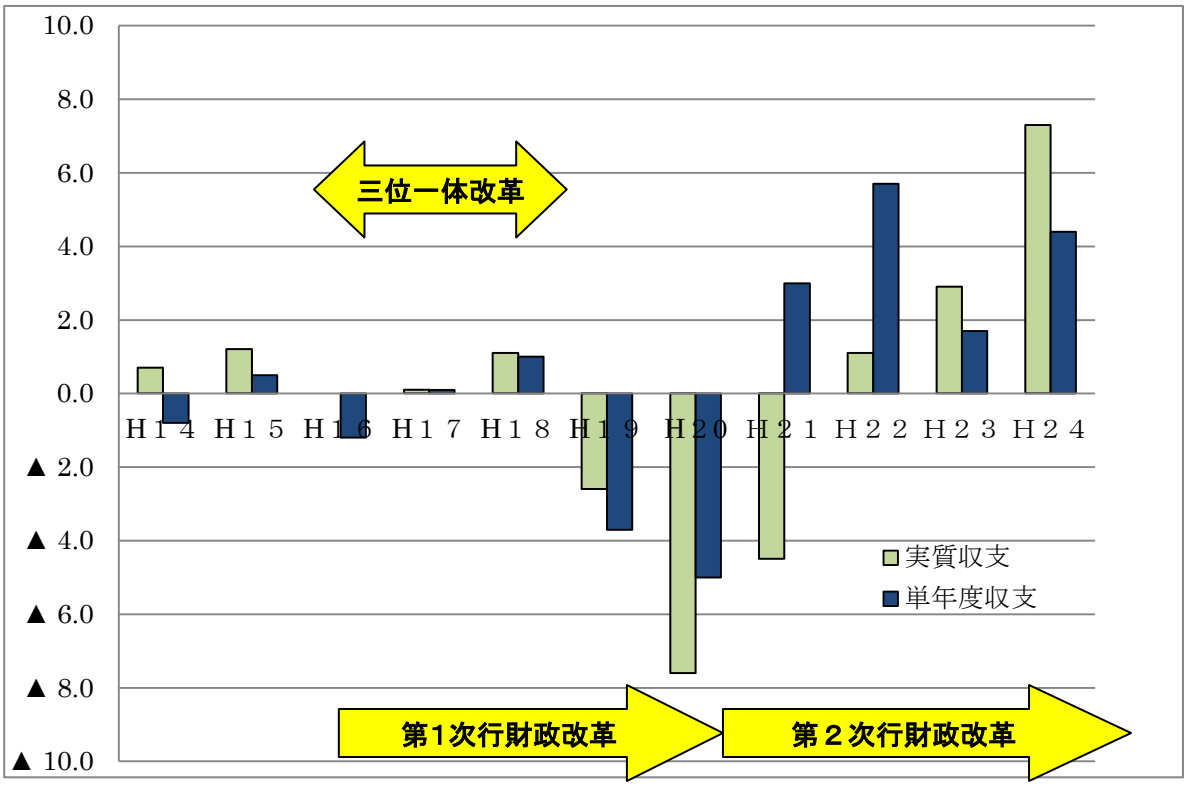

（億円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
実質収支	0.7	1.2	0.0	0.1	1.1	▲ 2.6	▲ 7.6	▲ 4.5	1.1	2.9	7.3
単年度収支	▲ 0.8	0.5	▲ 1.2	0.1	1.0	▲ 3.7	▲ 5.0	3.0	5.7	1.7	4.4

平成１６年度から１８年度まで国の三位一体改革が行われ、国庫補助金や地方交付税が削減されました。本市では、平成１９年度において一般会計で実質収支が赤字となり、平成２１年度まで、赤字決算の状態が続きました。平成２１年度において地方交付税の増額や行財政改革の効果、経費の節減などにより、単年度黒字となり、平成２２年度以降は実質収支でも黒字となっています。

市税と地方交付税

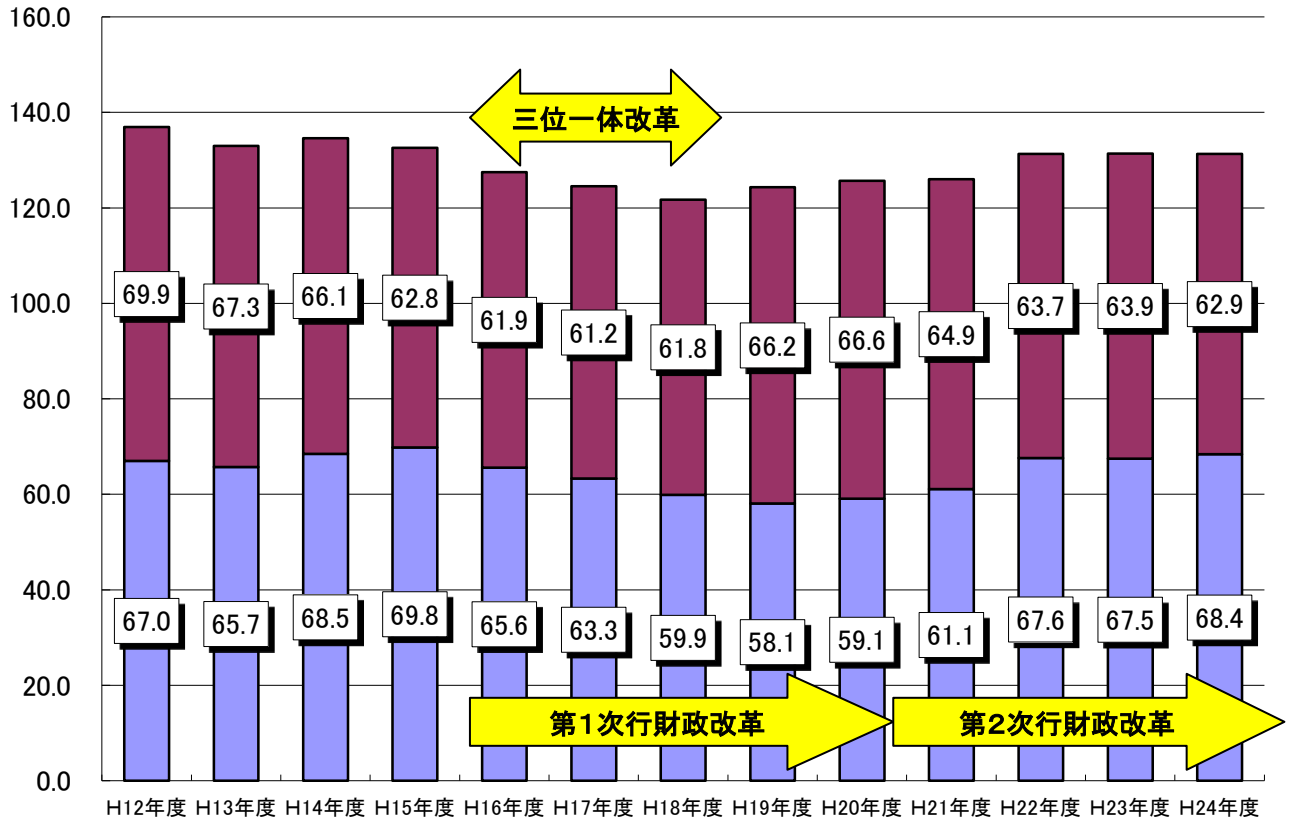

（億円）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市税	69.9	67.3	66.1	62.8	61.9	61.2	61.8	66.2	66.6	64.9	63.7	63.9	62.9
地方交付税	67.0	65.7	68.5	69.8	65.6	63.3	59.9	58.1	59.1	61.1	67.6	67.5	68.4
合計	136.9	133.0	134.6	132.6	127.5	124.5	121.7	124.3	125.7	126.0	131.3	131.4	131.3

市税と地方交付税（平成１３年度以降は臨時財政対策債含む）の合計額の推移です。自由に使える一般財源のほとんどを占める市税と地方交付税は平成１２年度が合計額１３６億９，０００万円でピークとなっていますが、市税は景気の影響を受け、徐々に減少し始め、また平成１６年度からは、国の三位一体改革により、地方交付税も減額となりました。平成１８年度では合計額が１２１億７，０００万円となり、平成１２年度と比べて１５億２，０００万円の減収となっており、翌年度に本市は３０年振りに一般会計で赤字決算となりました。

平成２２年度以降は、黒字決算に転換しましたが、地方交付税が三位一体改革以

前と同程度に持ち直してきたことが大きな要因といえます。

職員数

（人）

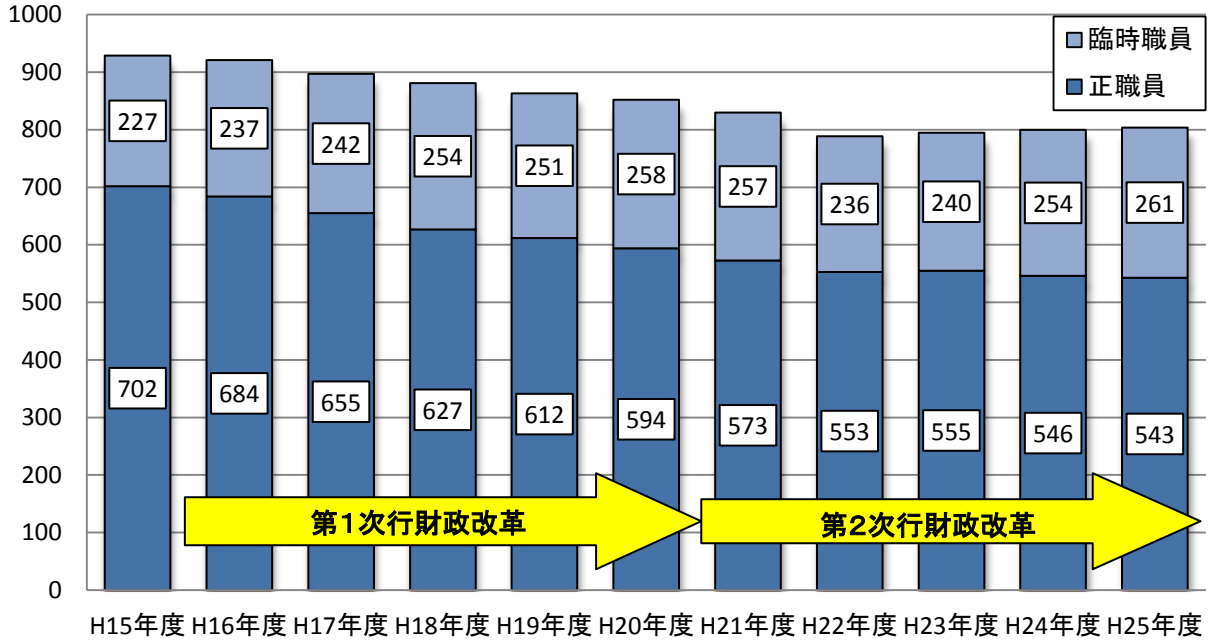

職員数は、平成１５年度まで、７００人を超えていましたが、定員管理計画による職員採用の抑制により、平成２５年度で５４３人となり、２割以上の減少となっています。ただし、再任用制度もあり、臨時職員は増加傾向にあります。

人件費

（億円）

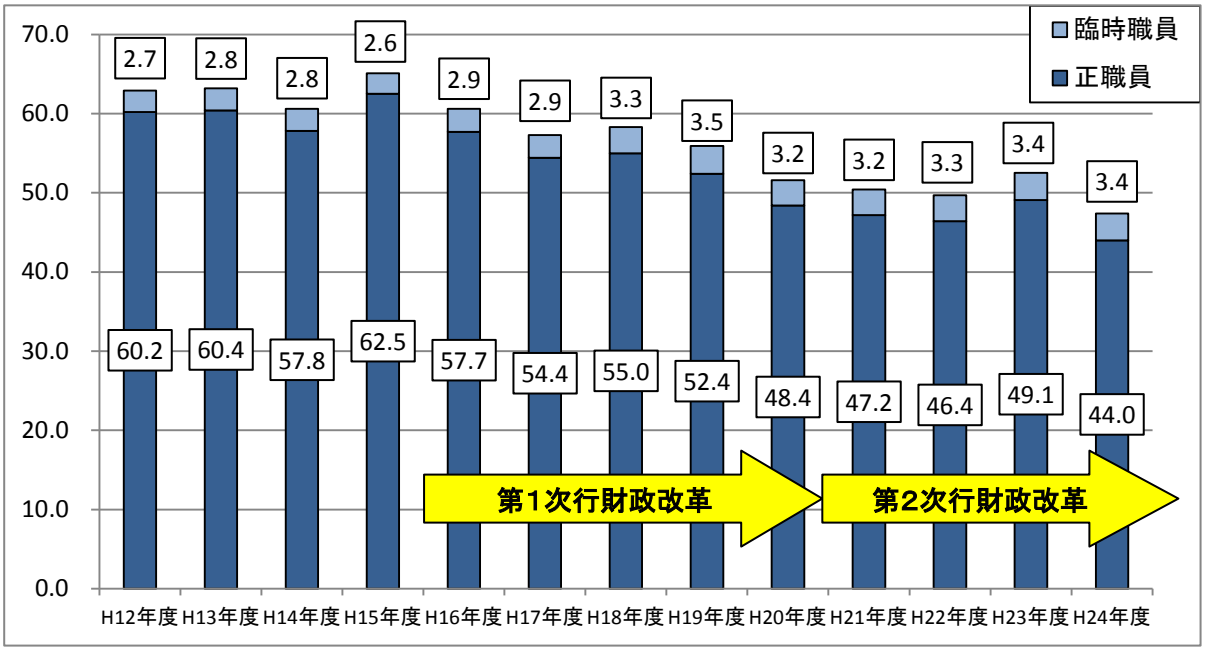

人件費はピーク時の平成１５年度において、６２億５，０００万円であり、それまでは毎年６０億円前後の支出となっていました。第１次行財政改革が始まった平成１６年度以降は、定員管理計画による職員採用の抑制により、年々減少し、平成２４年度では４４億円となり、行財政改革以前に比べて、１０億円以上の削減となっています。臨時職員賃金については、再任用制度もあり、増加傾向にあります。（職員が減っているにも関わらず、人件費が伸びている年度があるのは、退職者数の多い年度です。）

扶助費

（億円）

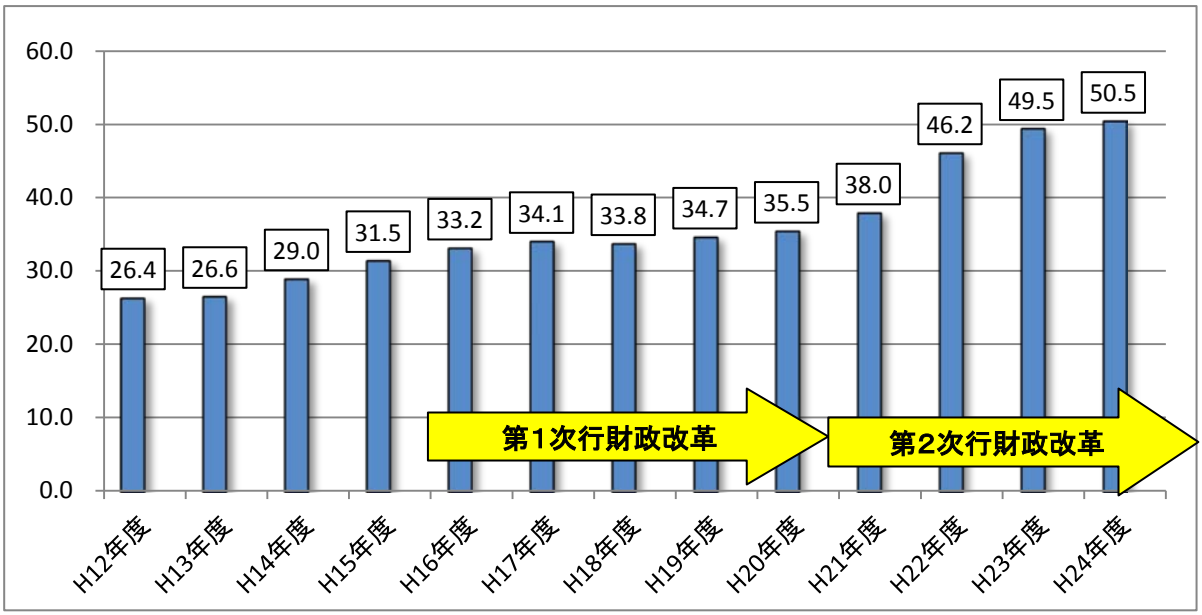

高齢化の進行に伴う医療・介護等にかかる費用の増加、景気悪化による生活保護費の増加、児童手当など国の政策による改正などの影響により扶助費は年々増加しています。特にここ２～３年間の伸びは非常に大きく、市の財政を圧迫する大きな要因となっています。さらに国民健康保険、介護保険や後期高齢者医療特別会計への繰出金なども含め、今後も社会保障関連経費は増加していくと見込まれます。

【平成２２年度で大きく伸びているのは児童に対する手当の拡充（旧こども手当の創設）によります。】

地方債残高と償還額

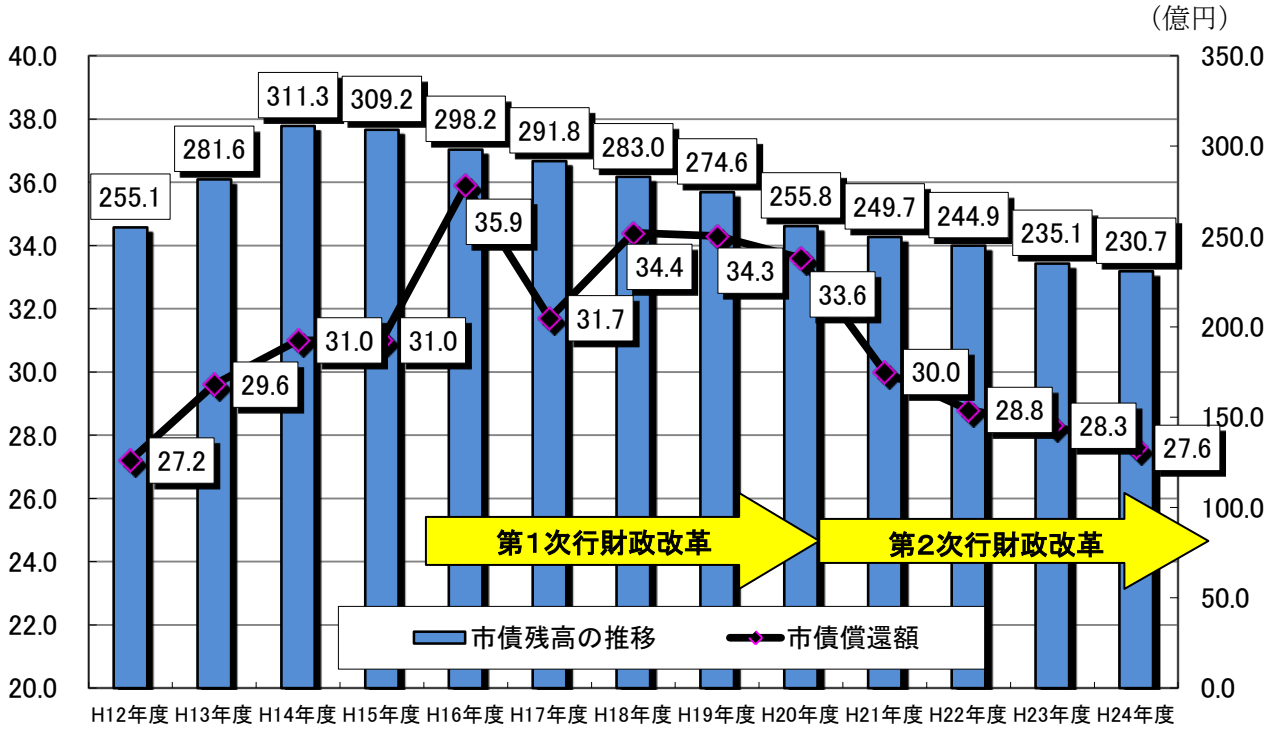

本市の市債残高については、平成１４年度のごみ焼却場施設の建設をピークに、その後の普通建設事業費の抑制もあり、減少が続いております。

また市債の償還額についても平成１６年度をピークに減少傾向にあります。

しかし、平成２５年度には、土地開発公社の解散に伴う第３セクター等改革推進債が約１６億円の借入れとなり、平成２６年度から償還が始まります。また今後、市の施設の建替え、耐震化や取り壊しなどの費用が発生することから、地方債の借入が見込まれます。

実質公債費比率

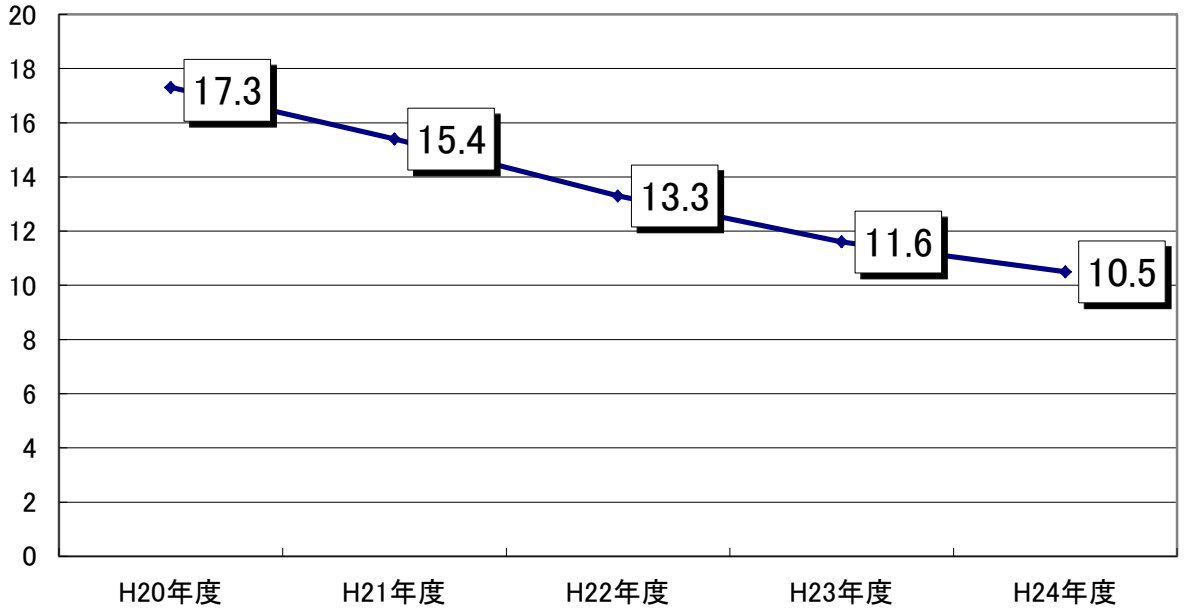

実質公債費比率は、毎年の公債費支出の標準財政規模（一般財源）に占める割合を表します。健全化法施行の平成２０年度以降、毎年改善しています。

将来負担比率

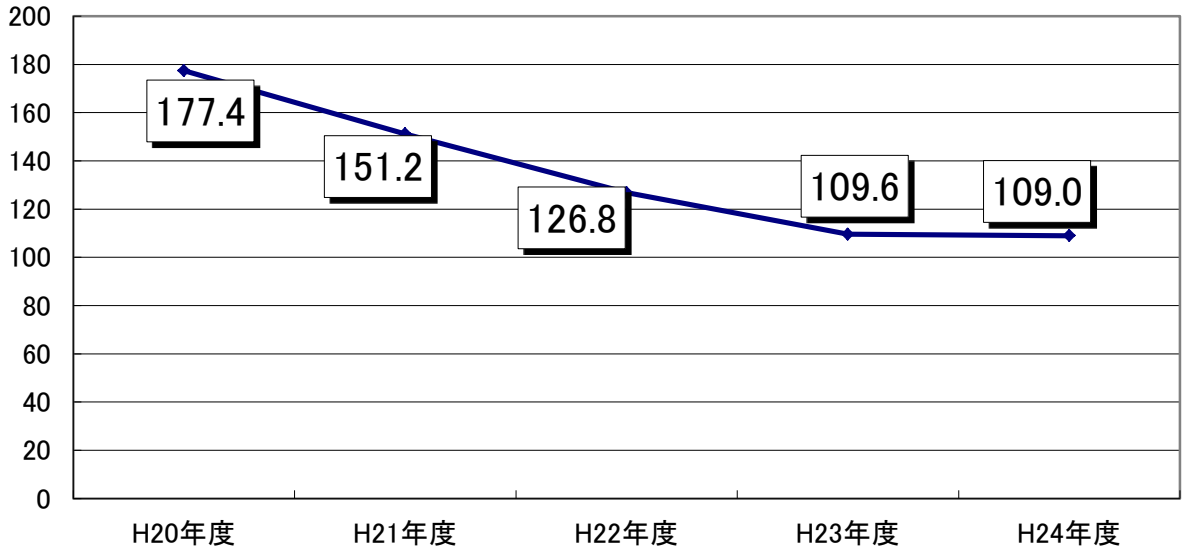

将来負担比率は、地方債残高、公営企業債等繰入見込額、退職手当見込額、第３セクター等の負債など、市が将来負担することが見込まれる債務の標準財政規模（一般財源）に占める割合を表しています。

こちらも実質公債費比率と同様、健全化法施行の平成２０年度以降、改善しています。

経常収支比率

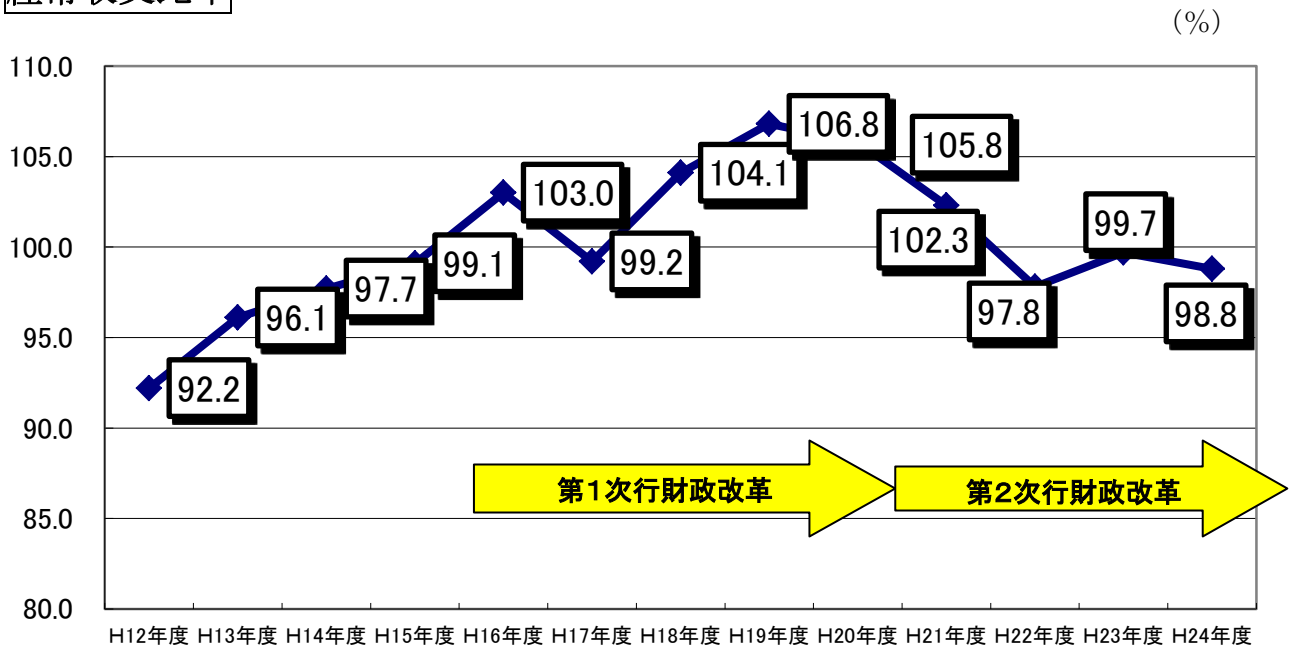

経常収支比率については、以前から高い水準で推移しておりましたが、平成１６年度には１００を超え、その後、平成１９年度に１０６．８でピークとなりました。平成２１年度から２３年度において、奈良県内でワースト１位となっており、財政が硬直化した状態にあるといえます。平成２４年度では、前年度に比べて若干改善したものの、県内ワースト２位であり、現状では市の課題解決や重点施策などの投資的分野に財源をまわすことが困難な状態です。

施設の更新費用

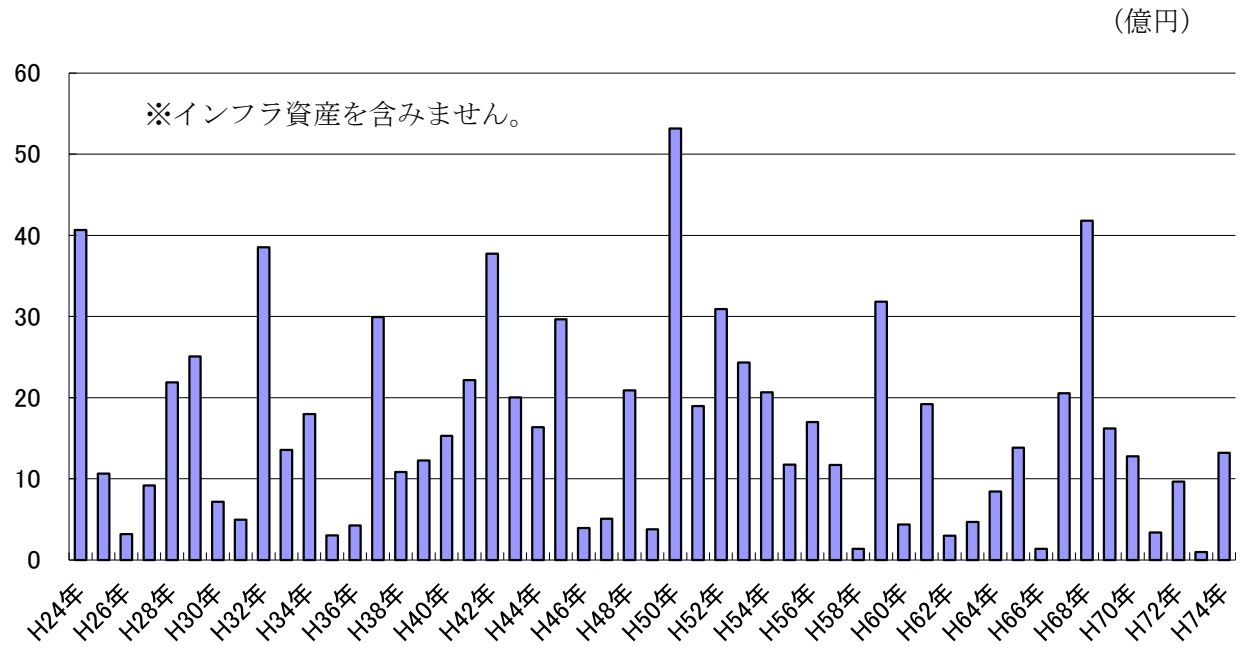

今後、施設の長寿命化を実施せず、すべて法定耐用年数終了時に建替えをおこなっていくと、約５０年後の平成７４年度までに約８２３億円必要と推定されます。一年間当たりに換算すると年間１６億５千万円が必要となります。

厳しい財政状況では、現在保有する全ての施設について建替えや更新を行うことは困難です。よって、本市の将来を見据えた適切な施設保有を行うため、施設の総量縮減、最適化を図り、保有し続ける施設については、耐震化及び長寿命化を図る必要があります。

市の人口

※国立社会保障・人口問題研究所の平成５２年までの推計人口です。

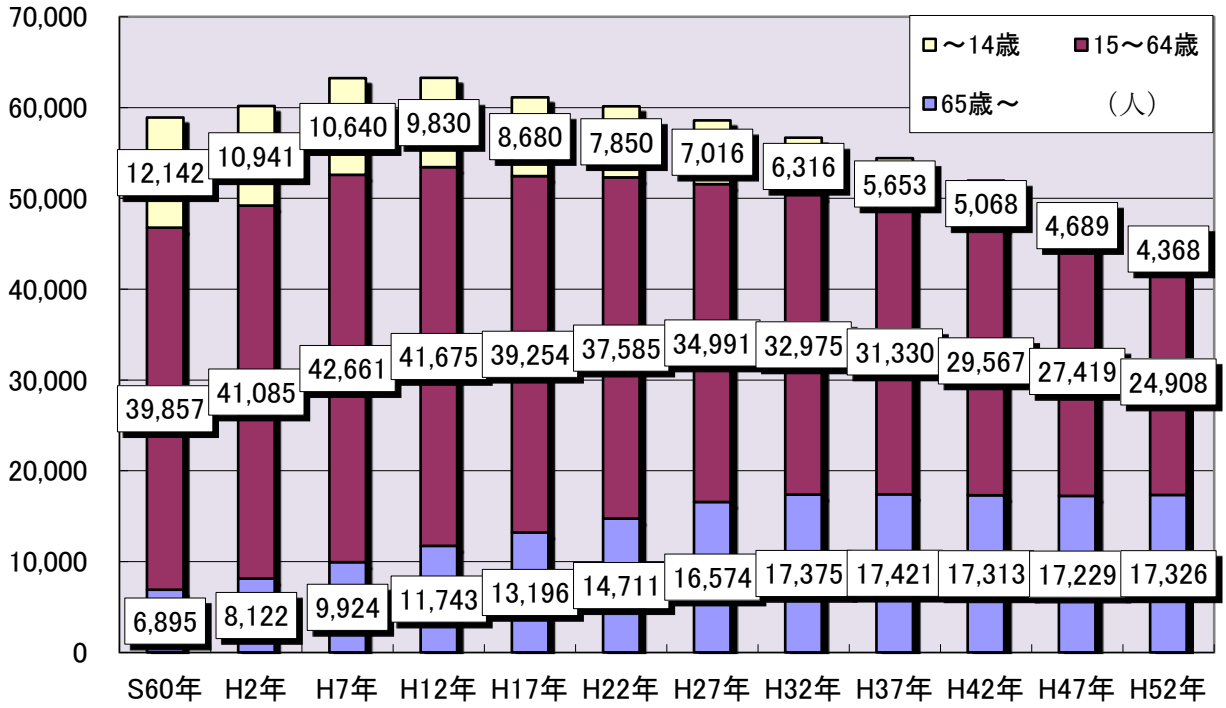

	S60	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	H32 年	H37 年	H42 年	H47 年	H52 年
～14 歳	12,142	10,941	10,640	9,830	8,680	7,850	7,016	6,316	5,653	5,068	4,689	4,368
15～64 歳	39,857	41,085	42,661	41,675	39,254	37,585	34,991	32,975	31,330	29,567	27,419	24,908
65 歳～	6,895	8,122	9,924	11,743	13,196	14,711	16,574	17,375	17,421	17,313	17,229	17,326
合計	58,894	60,148	63,225	63,248	61,130	60,146	58,581	56,666	54,404	51,948	49,337	46,602

平成１２年度にピークを迎えて以来、本市の人口は減少しています。平成２５年度で６万人を下回り、２０年後の平成４７年では５万人を下回る見込です。また、

平成２２年と比較して、１４歳未満人口は１３．１％から９．４％へ、１５歳～６４歳未満人口は６２．５％から５３．４％へ減少、６５歳以上の人口が２４．５％から３７．２％への増加が予測されています。市税の減収や社会保障関連経費の増加が見込まれます。

今後の財政見通し

【普通会計の決算額】

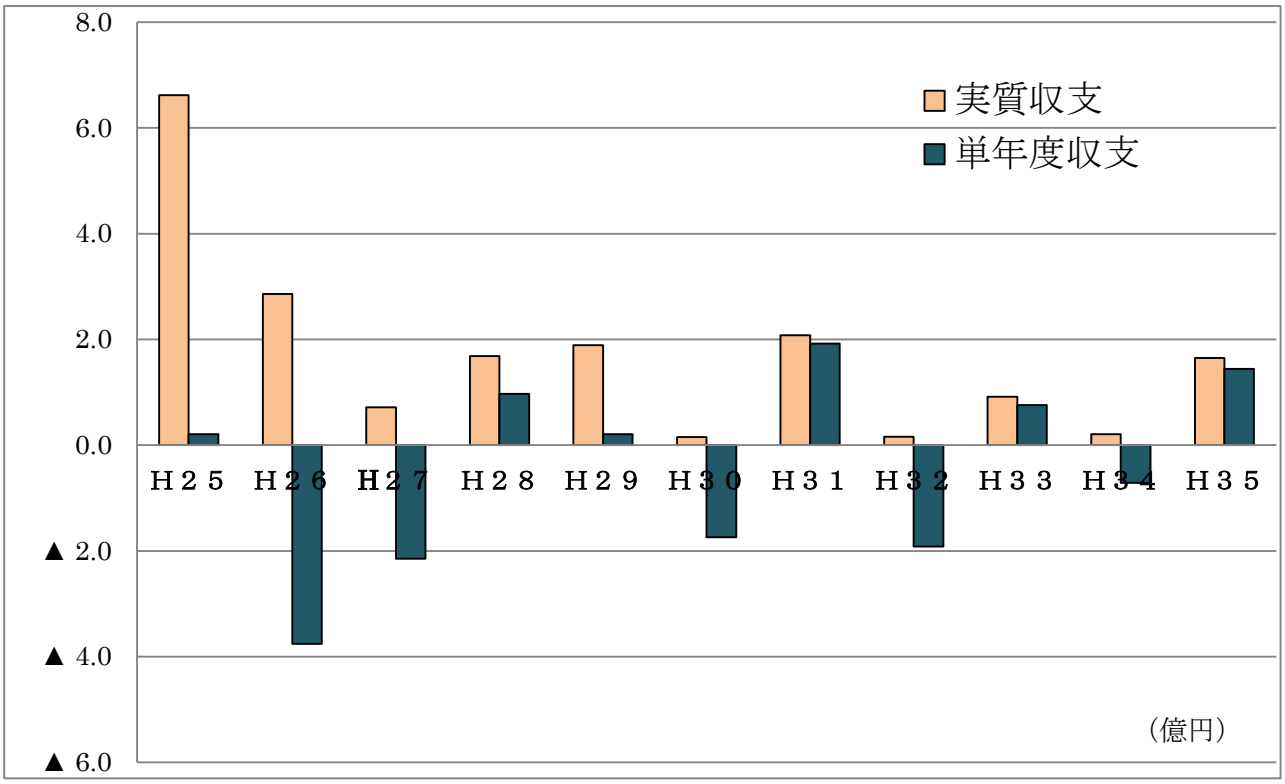

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
実質収支	6.6	2.9	0.7	1.7	1.9	0.2	2.1	0.2	0.9	0.2	1.6
単年度収支	0.2	▲ 3.8	▲ 2.1	1.0	0.2	▲ 1.7	1.9	▲ 1.9	0.8	▲ 0.7	1.4

平成２５年度以降の決算の推計については、

まず収入面において、一般財源では市税で、今後の景気回復、中和幹線沿いの市街化編入及び企業誘致により微増を見込んでいます。

地方交付税についても、国の地方財政対策が不透明ですが、消費税の増税や社会保障関連の伸びにより微増を見込んでいます。

国・県補助金や市債などの特定財源では、それぞれの年度の事業に対応して見込んでいます。

次に歳出関係で、人件費は平成２７・２８年度が退職手当の分で増加を見込んでいます。なお、平成２５年度は給与減額特例を反映しています。また平成２６年４月以降は消防広域化により、人件費減、負担金増を見込んでいます。

また平成２５年度の土地開発公社の解散に伴い、第３セクター等改革推進債約１６億円借り入れ・同額を代位弁済（補助費）平成２６年度から償還を開始し、電算管理費の基幹システムを平成２５年度に統合をします。

さらに生活保護費と障害福祉の自立支援給付費は毎年微増、老朽化した市営住宅の一部耐震化及び建替えを平成２８年度以降で見込んでいます。

給食センターは平成２６年度から PFI 事業も視野に入れた建替えを見込み、その建設後は、運営管理を民間事業者へ委託することで見込んでいます。

消費税の引き上げによる歳出の増加は平成２６年度と平成２７年度で反映しています。

財政調整基金は毎年剰余金の１／２を積み立てし、平成２７、２８、２９年度に各１億円の繰り入れを見込んでいます。

退職手当基金、もしくは市有施設最適化整備更新基金は毎年１億円を積み立てし、退職手当基金は、平成２７年度２億円、２８年度１億円、３０年度５，０００万円の繰り入れを見込んでいます。

退職手当債の借入れを平成２５年度１億円、平成２６年度１億５，０００万円、平成２７年度２億円見込んでいます。

これらにより、決算見込みとして平成２５年度では約６億６千万円、２６年度では約２億９千万円、２７年度約７千万円、２８年度約１億７千万円、２９年度１億９千万円と累計では黒字が続くものの、消費税の増額、施設の耐震化や修繕工事、社会保障関連経費の伸び、第３セクター等改革推進債などの地方債の償還、退職者の増などにより、平成２６～２７年度は単年度では大幅な赤字となり、基金の繰入が必要となってくると予測しております。

現時点において、このような財政見通しを行っていますが、国の地方財政対策による交付税や交付金の動向、施設の耐震化や長寿命化といった課題解決にかかる事業や重点施策にかかる事業などにより、見通し以上に財政状況が厳しくなる可能性もあります。

これからの課題

本市では、平成１６年度から２０年度まで第１次行財政改革プログラムを策定し、取り組みを行いましたが、国の三位一体改革の影響は大きく、平成１９年度において、一般会計で３０年振りの赤字決算となり、早期健全化団体に陥ることも危惧されたことから、平成２１年度から２５年度までの第２次行財政改革プログラムを策定し、隙間をつくることなく行財政改革に取り組んできました。

この１０年間の取り組みで、事務事業の見直し、施設の指定管理者制度への移行、職員数の削減など一定の効果を達成し、決算は平成２２年度から黒字となり、早期健全化団体に陥る状況も回避することできました。

しかし、財政が好転したのは行財政改革の取り組みとあわせて、国の地方財政対策により、地方交付税が増額されたことが大きな要因です。

７ページに示されているように、三位一体改革で急減した地方交付税が、平成２２年度以降、平成１５年度以前並みに復元しています。最も地方交付税が減少した平成１９年度比較すると、平成２４年度では１０億円近くが増加しています。

また本市の平成２３年度の財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指数）が０．５４であり、しかも毎年小さくなっていることから、市の地方交付税への依存が年々大きくなっている傾向が現れています。

つまり、国の地方財政対策の影響を大きく受けることで、継続的、安定的な市独自の施策の実施が困難になり、ひいては市民サービスの低下を招くことになります。

そのためには、市としては自主的な財源であり、かつ自由に使える一般財源である市税の確保が重要となります。本市は平成２３、２４年度と２年連続で、県下１２市の中で徴収率が１位となるなど、行財政改革の一環として市税の徴収に取り組んできました。ただし、今後は市税の徴収努力だけでは、市税収入の伸びは期待できないため、併せて企業誘致や産業の振興などを図り、地域経済の活性化に努めていく必要があります。

市民アンケートの集計でも、本市における生活像の重要度・達成度において、「商業に活気があり、便利に楽しく買物ができる」、「来訪者は市内を巡りながら歴史や食を生かした観光を楽しんでいる」、「市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる」といった「産業」の項目、さらに、「消防・救急が充実し、市民が暮らしている」、「交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安心して暮らしている」，「犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる」といった「生活・安全」の項目、「自分にあった医療が、休日夜間を問わず、いつでも受けられる」、「老後も経済面、健康面に不安がなく生活している」、「病気やケガをした時の負担が軽く、安心して医療を受けられる」といった「健康・福祉」の項目など生活に直結した部分でのポイントが高くなっており、この分野での施策の充実が求められていることがわかります。

また、「地域経営」の項目も高いポイントです。

平成２０年度と２５年度の両方とも「市民・事業者・市役所は協力し合ってより良い地域づくりに取り組んでいる」、「行政事務の改善や効率化の努力がされており、行政サービスが向上している」、「周辺の市町村等と連携して無駄の無い効率的な行政活動が行われている」の３項目のポイントが高くなっています。

これらのことから「市民協働」、「行財政改革」、「広域連携」の推進について、市民の関心の高さが見られます。なお、この３項目については、平成２０年度と平成２５年度でニーズ指数がわずかながら改善されており、行財政改革の取り組みが、一定、市民に認識されているのではないかと判断しております。

ただし、本市には、公共施設の老朽化による耐震化、更新、修繕、高齢化による社会保障関連経費の伸び、地方分権の推進による権限移譲、人口減少による市税収入の減などの課題が差し迫ってきます。

また、市の財政に大きな影響を与える国の地方財政対策の動向も不明確です。今後は地域の活性化に取り組み、活力のあるまちづくりを目指すとともに、市民ニーズの的確な把握を行い、選択と集中により、限りある財源を有効活用することで、持続可能な行政サービスを提供できるよう努めます。

３　行財政改革を進める基本的な考え方

大綱の趣旨

本市の直面している課題としては、「第５次桜井市総合計画に掲げるまちづくりの実現」と、「積み残された課題の解決」の２つが挙げられます。これらに対処するため、危機感と緊張感を持ちつつ、引き続き行財政改革を推進していかなければなりません。

その実施方策として、今回「桜井市行財政改革大綱」の策定を行いました。「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」の基本理念に立ち、「市民と行政の協働で進める市政」、「持続可能な行財政運営の確立」、「改革に取り組む体制の確立」という３つの基本方針に基づいて、市民と行政が本市の持続的発展という共通の目標を持って、それを実現していくという考え方です。

少子高齢化の進行や人口減少、地方分権の推進、長引く不況など、市を取り巻く状況はますます厳しくなっています。限りある経営資源（人・物・金・情報）を有効活用し、市民ニーズを的確に捉えたサービスを確保していくため、行財政運営にも経営的な視点が必要です。

この「桜井市行財政改革大綱」は、桜井市が課題を解決し、将来に向けて持続的に発展していくため、第１次・２次行財政改革の取組も基本的に引継ぎながら、今までの「財政健全化のために歳入の確保と歳出の削減を図る。」に重心を置いた行財政改革から「政策実現のために限りある経営資源を有効に活用する。」という考え方に重心を移し、市民の理解・協力と市議会との連携を保ちながら、行財政改革を継続的に推進し、第５次桜井市総合計画において目指す「まちづくり」を実現していくための指針とします。

行財政改革のイメージ

今までの行財政改革の取り組み

第１次行財政改革　　第２次行財政改革

危機的な財政状況の中で、コスト削減やスリム化や収入確保について重点的に取り組みを行う。

↓

・経費削減による事業の縮小
・新規事業の凍結
・権限移譲による事務量の増加と、定員管理による職員数の削減

↓

市民ニーズや課題への柔軟・迅速な対応が困難
地域の活性化への取り組みが停滞

↓

第５次総合計画の実現
先送りされてきた課題の解決

「財政健全化優先」から
「政策実現」のための
行財政改革への転換

大綱の位置付け

桜井市行財政改革大綱は、第５次桜井市総合計画を下支えする計画のひとつであり、総合計画における「行財政運営」を支えるものとして位置付けをしています。

そのため、本大綱は上記計画の理念や構想の下、その他の部門別計画等との整合性を図っていく必要があります。

また、行財政改革の取り組みについては、「行財政改革大綱」と「アクションプラン」で構成しています。「行財政改革大綱」は、本市の行財政改革の方向性を示したもので、それを具現化したものが、「アクションプラン」であり、この中で個別具体の項目に取り組んでいきます。

下の表のとおり、第５次桜井市総合計画の中期実施計画、後期実施計画の時期に重なってくることから総合計画を実現するために大きな役割を担うものです。

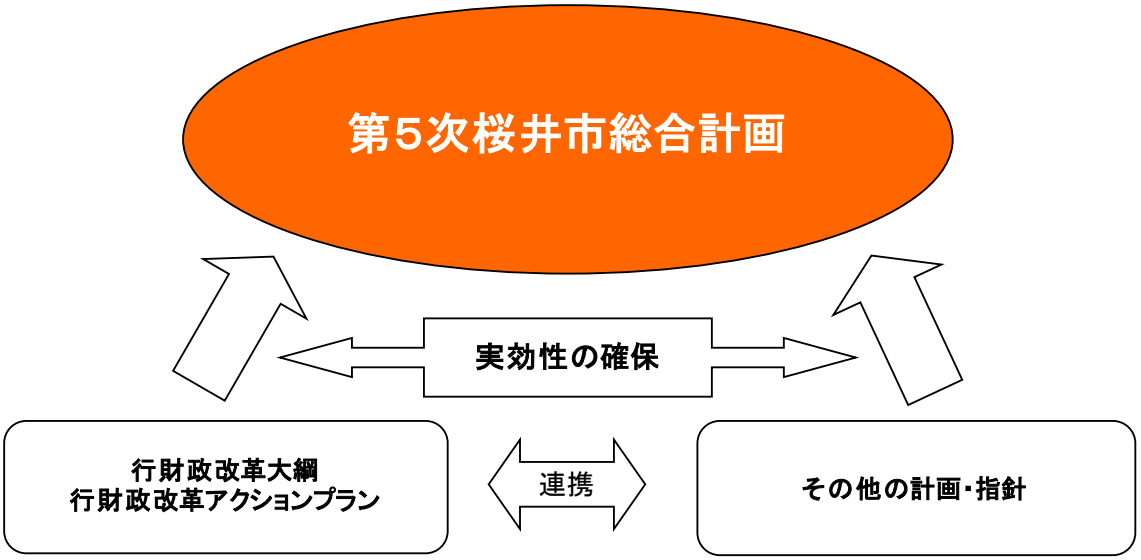

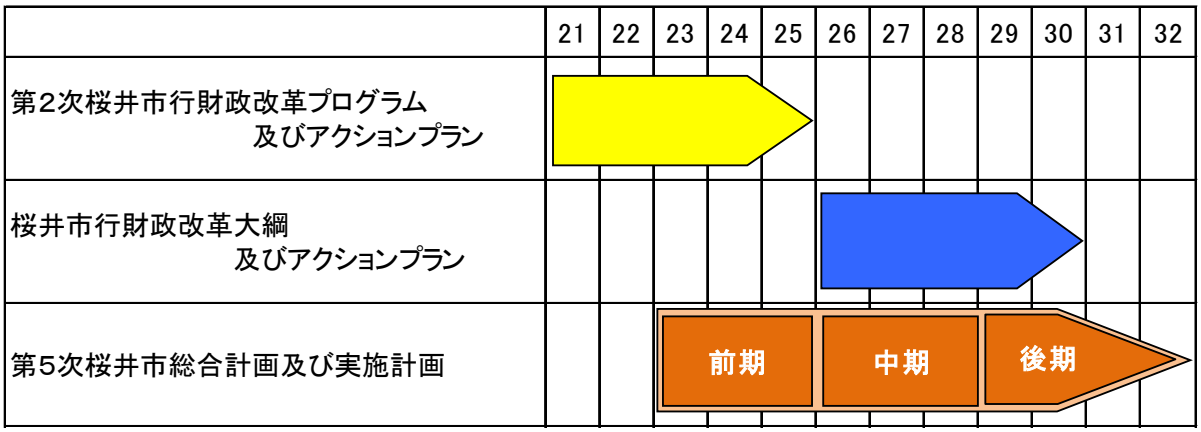

行財政改革の推進体制

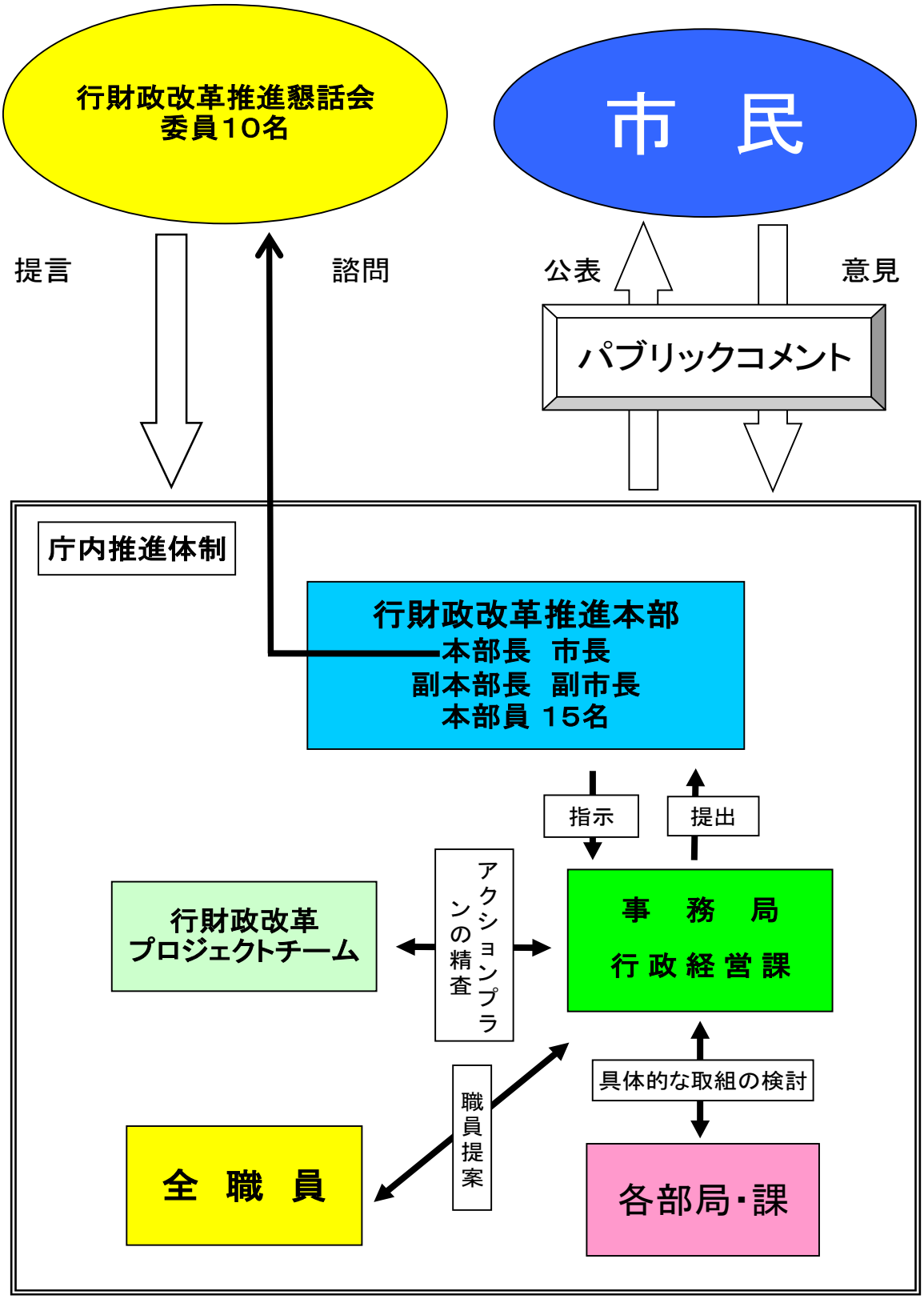
行財政改革推進懇話会
委員10名
市　民
提言
諮問
公表
意見
パブリックコメント
庁内推進体制
行財政改革推進本部
本部長　市長
副本部長　副市長
本部員 15名
指示
提出
行財政改革
プロジェクトチーム
アクションプランの精査
事　務　局
行 政 経 営 課
具体的な取組の検討
職員提案
全　職　員
各部局・課

４　桜井市行財政改革大綱の取り組みについて

基本理念

市はこれまで事業の縮小、人員削減などスリム化・コスト削減を主目的とした行財政改革により、一定の成果を挙げてきた経過があります。

基本的には継続していく必要がありますが、今後は行政を経営するという視点に立ち、PDCA サイクルに基づいて、限られた経営資源（人、物、金、情報）を有効活用し、選択と集中によるメリハリを付けた行財政運営を行い、桜井市総合計画において目指す「まちづくり」の実現に取り組んでいきます。

持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する

行財政改革の取組体系

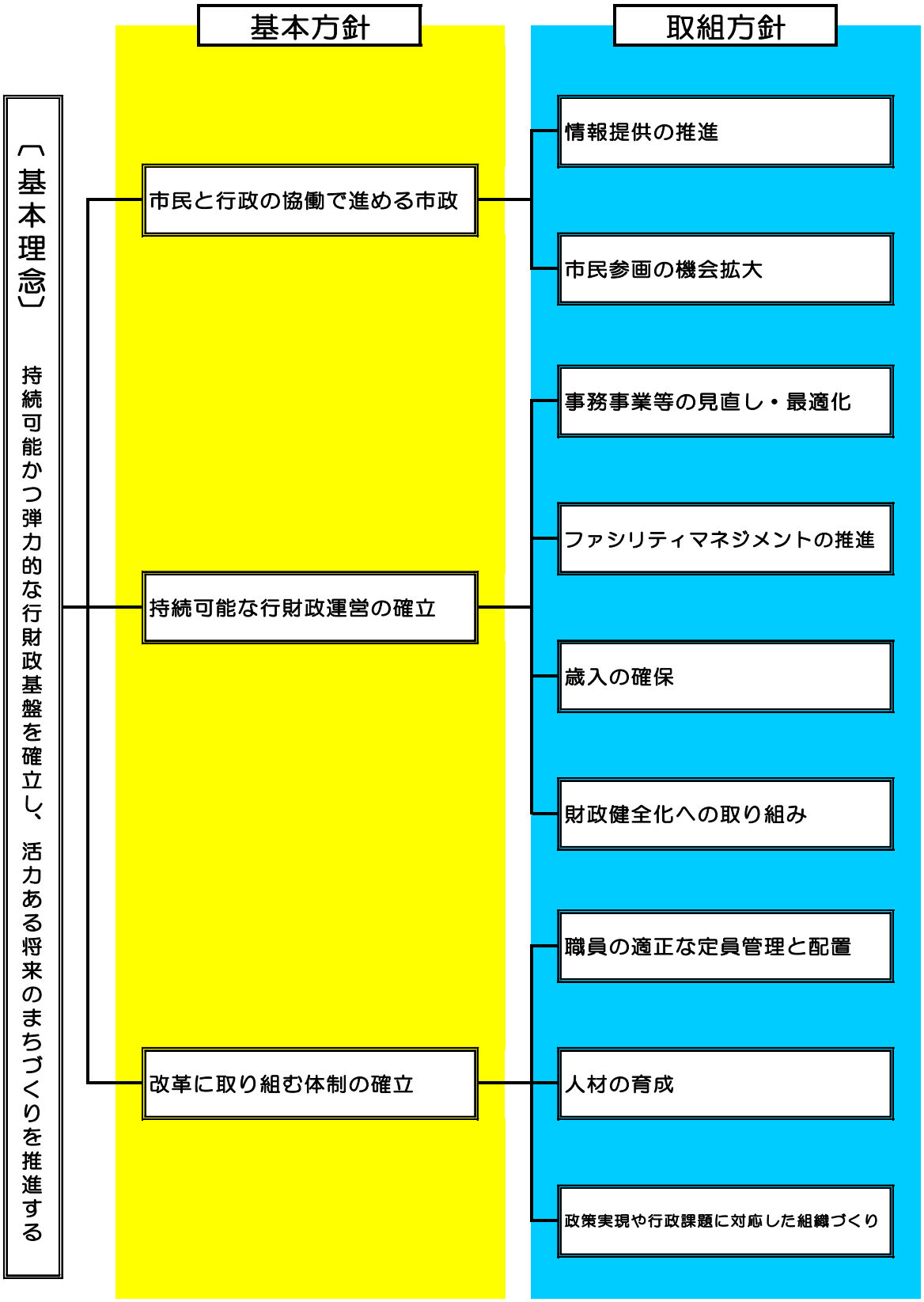
基本方針
取組方針
〔基本理念〕
持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する
市民と行政の協働で進める市政
持続可能な行財政運営の確立
改革に取り組む体制の確立
情報提供の推進
市民参画の機会拡大
事務事業等の見直し・最適化
ファシリティマネジメントの推進
歳入の確保
財政健全化への取り組み
職員の適正な定員管理と配置
人材の育成
政策実現や行政課題に対応した組織づくり

改 革 の 基 本 方 針

本市では、第5次総合計画に掲げる将来都市像を実現するため、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」を基本理念として、行財政改革の取り組みを進めます。

この基本理念を具現化するため、3つの基本方針を定め、行財政改革の実現を目指します。

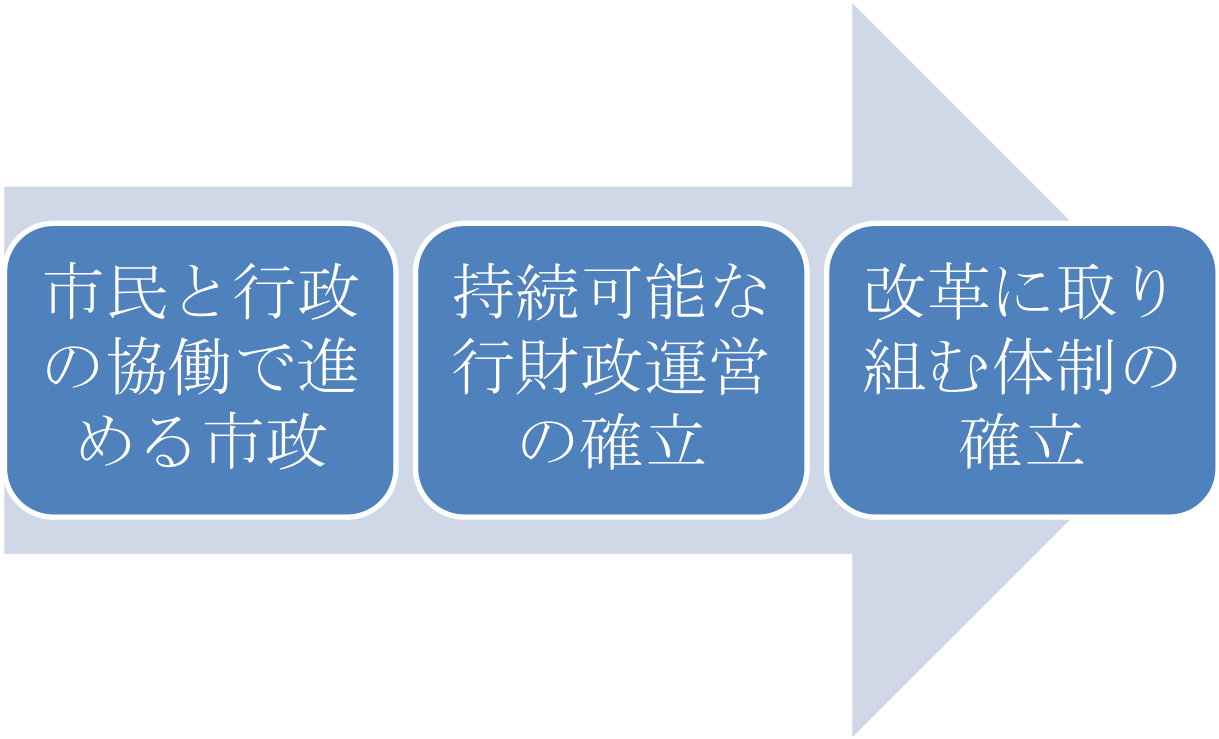

1　市民と行政の協働で進める市政

社会情勢や価値観の変化により、市民のニーズが複雑化・多様化しています。この市民ニーズについては、行政でしか対応できないもの、地域住民や市民団体、さらにはNPOや企業でも対応できるものまで、多種多様にわたります。しかし、これらのニーズに対して、限られた人・物・金・情報の状況において、行政で全て対応できる訳ではありません。市民と行政が共通認識をもって相互の連携を図っていくことが、今後益々重要になってきます。また、自治会や市民団体、NPO、企業などと、行政が協働のパートナーとして参画することで、サービスを充実させるとともに、「地域が持つ力」の向上にも繋がるのではないかと考えます。

さらに、行政の持つ情報を積極的かつ迅速に市民に提供し、市民の意見やニーズを把握したうえで、共に考え、それを事業に反映し執行します。また、その後実績を評価し、その結果を今後の事業に反映していくといったサイクルを生み出し、より事業を効果的なものにしていくことを目指します。

２　持続可能な行財政運営の確立

少子高齢化の進行、先行き予断をゆるさない経済情勢など、市町村をとりまく財政状況は大きく変化しています。また、国は住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体に委ねることを基本とし、その中でも基礎自治体である市町村の役割を重視、地方行政の中心を担うものとして、更なる地方分権を推進しています。

これらのことから将来にわたって、権限移譲による事務の増大、公共施設の耐震化や更新、また市民ニーズに対応すべく質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立は不可欠です。市税等の徴収努力や企業誘致、受益者と負担の適正化などの歳入確保に繋がる取り組みを進めるとともに、行政評価による事務事業全般の進捗管理と見直しを行い、予算編成との連携を図ることで、経営資源の有効活用に取り組みます。

また、今後の市の課題や総合計画の重点施策を反映した中期財政計画の策定を行い、将来的な事業の優先順位付けと適正な財源配分を図ります。

３　改革に取り組む体制の確立

変革し続ける社会に対応していくため、従来のスタイルや前例踏襲主義から脱却し、時代に即した行政の姿やサービスを追求することによって、その実現を図らなければなりません。

また、総合計画に基づく「まちづくり」の実現や地方分権の推進、市民ニーズの複雑化・多様化などの新たな行政課題などに迅速かつ適正に対応していくためには、組織・機構の柔軟な見直し、適正な定員管理と職員配置、職員が意欲を高め、資質の向上を目指す環境づくり、人材育成などに取り組みます。

改 革 の 取 組 方 針

◆ 1 市民と行政の協働で進める市政 ◆

(1)情報提供の推進

市民ニーズに基づいた市政を運営していくためには、その前提として行政が市民への説明責任を果たし、情報の透明性を高めること、いわゆる「行政の見える化」が必要と考えます。

十分に説明責任を果たし、市民の理解を得るために、行政情報を単に公開すれば良いのではなく、市の計画策定や事業決定のプロセス、それらを通じて実現した結果や成果、また実現できなかった部分や今後克服していくべき課題について、積極的に、わかりやすい形で提供していくことが重要です。

提供にあたっては、広報紙やホームページによる情報提供の充実はもとより、「市民フォーラム」、「出前講座」、「ツイッターや動画配信サイト」、「新聞やテレビなどのマスコミ」など、多種多様な媒体を活用しながら、市民が欲しい情報をより簡単に、よりタイムリーに取得できるようなシステムを構築し、市民と行政との共通認識を高めていけるように努めます。

(2)市民参画の機会拡大

パブリックコメントの活用や、市民からの市政に対する意見・提言など、市民の意見を直接把握しやすい手法を検討します。

また、各種審議会への市民公募委員の募集、ワークショップやセミナーなどを開催し、市民の参加や意見を求め、共に事業や課題について検討を行うといった手法についても取り組んでいきます。

また自治会、NPO、ボランティア団体、その他市民活動団体へのサポートの充実をはかり、各種団体と行政が、相互に連携していけるような体制の構築を検討します。

これらの取り組みにより、市民と行政が情報を共有し、ともに「まちづくり」を推進していくことを目指して、できる限り市民の意見やニーズを取り入れながら、施策・事業などへ反映していける機会をつくっていくよう努めます。

◆ 2 持続可能な行財政運営の確立 ◆

(1)事務事業等の見直し・最適化

限られた経営資源(人・物・金・情報)の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、PDCAサイクルに基づき、行政評価を活用して事務事業の見直しを行っていくとともに、行政評価と予算編成の連携における仕組みを構築し、「選択と集中」による行財政運営を目指します。

また、見直しの際は、「そもそも必要な事業か?」「行政が直接行うべきものか?」「民間に委ねることが可能か?」などの視点にたって、行政と民間の役割を明確にして、民間でできるものは、民間へ委ね、現在民間に委ねているものについても、改めて見直しを行い、最適化を図ります。その他にも、日常的に事務改善等の意識を持って、事務執行の迅速化、効率化により、市民サービスの向上を目指します。

また、本市で実施する事業等の透明性や公平性、さらにはその事業等が効率的に実施されているどうか、行財政改革の推進が着実に実施されているか、などについて、市民に十分説明責任を果たせるよう、外部委員による評価や点検が可能なシステムを構築していきます。

(2)ファシリティマネジメントの推進

現在、公共施設を取り巻く課題として、高度経済成長期以降におこなった積極的な公共投資により建築された施設の老朽化や、将来人口の減少による施設の量の問題などが挙げられます。

本市の施設においても、保有量の増加や老朽化による施設維持管理費や修繕費の増加などの問題が蓄積し、将来の更新需要の継続的な増大に直面することが予測されます。

そこで、これまで集約した市有施設の情報を基に、施設維持管理費の更なる情報把握を行い、ライフサイクルコストの情報を加え、市有施設の現状や課題を明らかにしたうえで、市有施設全体の最適化を図ります。

また、これらの課題に対応していくため、長期的な視点に立ち、公共施設等の現況や財政状況・人口動態の見通し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などの内容を定めた公共施設等総合管理計画の策定に取り組みます。

そして、現状において課題を抱えている市有施設に対しては、組織を横断したプロジェクトチームなどでの検討を行い、当該施設の最適化を実施します。また、PFI 事業の手法を含めた新たな資産管理手法を用いることにより、施設維持管理費の軽減に取り組むとともに、市有資産の有効活用や売却などを行い、財源確保に努めます。

(3)歳入の確保

行政サービスの提供や様々な行政課題に対応していくためには、自主財源の安定した確保が必要です。

市税は財源の根幹をなすものであり、公正公平な税負担の観点からも、課税や徴収業務について、一層の取り組みを行っていきます。使用料・負担金といった受益者負担についても、見直しを行い、受益と負担の適正化を図るとともに、現在負担を求めていないサービスについても、民間との競合やサービスの性格・目的を考慮して、負担することが適当なサービスについては、適正な負担を求めることを検討します。

また「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」の PR による寄附金の獲得、公有地の有効活用や売却、各種印刷物やホームページなどへの広告掲載の拡充、税収増に繋がる企業誘致の取り組みなどに努めます。

さらに、国や県の補助金、他の様々な助成事業を活用することで、市単独で実施することが困難な事業を行うことができることから、常に情報収集を行い、迅速な対応ができるように努めます。

これらのほかにも、新たな財源確保について、検討を続けます。

(4)財政健全化への取り組み

予算編成において、経常経費の節減に努めることはもとより、行政評価と予算編成の連携システムを構築し、事務事業の見直しや、総合計画における重点施策の取り組みの予算への反映をおこなっていくよう努めます。

また中期財政計画の策定を行うことで、中期的な視点から歳入と歳出のバランスに留意し、事業の年度間における調整を図ります。経常収支比率については、柔軟な財政出動ができるかどうかの指標となることから、経常経費の節減と市税をはじめとする一般財源の確保に努め、指標の改善を目指します。

また、今後は、施設の見直しなどによる大型公共事業も見込まれることから、計画的な地方債の借入れや基金の積み立て、PFI 導入の検討などを行い、健全な財政の維持に努め、実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標の改善に取り組みます。

公営企業会計や特別会計については、その設置目的から、「独立採算性」に基づき、健全財政の維持に努めます。

◆　3　改革に取り組む体制の確立　　◆

(1)職員の適正な定員管理と配置

内部管理経費の縮減の大きな部分として、人件費の抑制があります。これまでは、定員管理計画のもと、職員数の削減を行ってきましたが、権限移譲や市民サービスの変化などにより、市の業務は複雑化、多様化し、業務量も増加しています。

このため、業務の内容や量に基づき、職員の能力を的確に把握したうえで、適正な職員数となるよう、常に見直しを行います。特に、知識や技術、経験が必要な業務については、職員の能力や専門性を考慮した配置に努めます。また、市民協働、民間活力の導入などを進めるとともに、再任用職員や臨時職員については、適正な配置を図ることで、市民サービスの低下を招かないように努めます。

(2)人材の育成

地方分権の推進や市民ニーズの変化による業務の複雑化・多様化に的確に対応するため、職員一人ひとりの能力やモチベーションの向上を図ります。

職員一人ひとりが意欲をもって、職務に取り組み、より能力を発揮できるよう、人事評価システムの活用、また職場の活性化や課題の解決のため、職員からの改善策の提案募集、また行政のプロフェッショナルとして、職務遂行能力や政策形成能力を向上させるため、時代の変化に対応した多様な研修の機会を設けます。また職員がさらに自ら能力や専門性を開発・向上させることができる自主研修活動の支援や、市民と協働で「まちづくり」などに取り組んでいく環境づくりに努めます。

(3)政策実現や行政課題に対応した組織づくり

社会経済情勢の様々な変化に柔軟に対応できるよう、市民ニーズに応じたビジョンや戦略に基づき、政策、施策、事務事業のまとまりごとの組織の設置や、組織横断型プロジェクトチームの設置など、機動的な組織への改善を目指します。

また、市民ニーズに迅速に対応するため、スピーディーな対応が必要となってきます。そのため、個々の組織や職員の責任・権限を明確にし、素早い意思決定ができるよう努めます。

今後、第5次桜井市総合計画における「まちづくり」の実現や、さまざまな行政課題に対応していくためには、職員一人ひとりが組織としての目標を共有し、政策に基づいた縦・横の連携を図ります。

５　用　　語　　説　　明

地方分権一括法・・・
地方分権を推進するために、平成１２年４月１日から施行された法律。国と地方自治体の役割分担の原則や機関委任事務制度の廃止、権限移譲の推進などが特徴です。

機関委任事務・・・
自治体の長に対して、国から法律や政令によって委任された事務。自治体の長を国の下部機関として位置づけた制度であり、自治体の自主性を阻害するものとして批判されていました。

権限移譲・・・
国及び都道府県の持っている許認可等の権限を都道府県や市町村へ移譲すること。

三位一体改革・・・
平成１６年度から１８年度にかけて、「地方でできることは地方に」という理念のもと、国庫補助金負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの３つを一体としておこなった改革。国庫補助金や地方交付税が大幅に削減されたことにより、地方公共団体の財政運営に大きな影響を与えました。

国庫補助金・・・
地方公共団体が必要な経費の財源に充てるために、国が交付する国庫支出金の一つで、国から地方へ恩恵的または援助的に交付するもの。（学校や道路の建設への補助など）他には国庫支出金には国が義務的に負担する国庫負担金（児童手当、生活保護費など)、本来は国でするべき事務を地方公共団体へ委ねる際に支払う国庫委託金（国の選挙など）があります。

地方交付税・・・
すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うために必要な地方公共団体の財源を保障する制度の代表的なもの。毎年、所得税と酒税の３２％、法人税の３４％、消費税の２９．５％、たばこ税の２５％を財源として、地方公共団体に交付されます。

臨時財政対策債・・・
国の地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、平成１３年度以降、各地方公共団体において発行する地方債。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。

早期健全化団体・・・
地方公共団体の財政の早期健全化を図るべき基準である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である団体。早期健全化団体になった場合は、「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に努めなければなりません。

実質公債費比率・・・
財政健全化を判断する比率の一つであり、地方債の償還などが、標準財政規模に占める割合を表した指標。
地方公共団体の一般的な収入に占める借金の返済額の大きさを示すものです。

将来負担比率・・・
地方債や地方公社の保証、職員の退職手当など地方公共団体の将来負担すべき、実質的な負担が標準財政規模の何倍あるかを示す比率。
地方公共団体の一般的な収入に対して何倍の負債があるかを示すものです。

標準財政規模・・・
地方公共団体の一般財源（自由に使えるお金）の標準的な大きさを示すもの。

地方債・・・
地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で複数年度にまたがるもの。ただし、地方債を借りてできる事業には制限があり、公営企業関連、災害関連、建設事業関連などとなっています。財源調達のほか、世代間における負担の平準化の役割もあります。

公営企業債等繰入・・・
公営企業が借入れしている地方債の償還に対して、一般会計から繰り出す（公営企業から見れば繰入れる）こと。

経常収支比率・・・
地方公共団体の経常的経費（人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費、公債費などのうち、臨時的な支出を除いた経費）のために、経常一般財源（普通税、地方譲与税、各種交付金、普通交付税）等にどれだけ充当されたかを示す指標。固定的な経費に自由に使えるお金がどれだけ充てられているかを示し、財政の硬直化を表しています。

扶助費・・・
社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持す

るために支出される経費。

施設の長寿命化・・・
老朽化している施設を計画的に更新し供用可能時間を延ばすことにより、更新に伴う大規模な財政支出を軽減する取り組み。

財政力指数・・・
地方交付税の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。地方公共団体の財政力を示す数値として用いられます。

$$\frac{\text{基準財政収入額（地方公共団体が標準的に収入できる地方税等の収入）}}{\text{基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行う場合に要する財政需要）}}$$

総合計画・・・
１９６９年の地方自治法改正により、地方自治体に義務付けられた地域づくりの最上位に位置づけられる計画。長期展望を持ち計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれます。

ファシリティマネジメント・・・
土地・建物、構築物及び設備等の財産を経営資源としてとらえ、経営的視点に基づき、総合的かつ長期的な観点からコストと便益の最適化を図りつつ、財産を戦略的かつ適正に管理及び活用していくという手法。

公共施設等総合管理計画・・・
将来の人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、全施設・類型にわたり横串した計画。
過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、国から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が求められています。

パブリックコメント・・・
計画などの策定の過程や規制の関連の条例制定の過程等で案を示し、広く住民から意見を募集し、寄せられた意見等に対して行政の考えを公表し、案の修正を含めた検討を行う一連の手続き。

ワークショップ・・・
複数の人が集まり、問題を解決する手段として、参加者が主体的に意見を出し合い

討論し、時には現場を見たり、作業したりして共通の目的達成、問題の解決のために行われる会議の手法。

ライフサイクルコスト・・・
製品や構造物などの企画、研究開発から運用、修繕、廃棄、処分に至るまでトータルで発生するコスト。

PFI・・・
「Private Finance Initiative」の略。公共部門が実施していた公共施設等の建設や運営等を民間の資金やノウハウを活用し、民間事業者主導で実施することによって、効率的・効果的な公共サービスの提供を図ります。

ラスパイレス指数・・・
地方公務員の給与水準を表す際に用いられる場合は、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職の給料額を、一定の条件のもとに比較した指数。
国を１００とした場合の地方の数値を計算することで、国家公務員と地方公務員の給与水準を比較することができます。

市　民　ア　ン　ケ　ー　ト　の　概　要

			平成20年度		H20
		C	重要度	達成度	ニーズ指数
地域経営	1	市民がお互いに協力して、積極的に地域の活動に取り組んでいる	4.02	2.62	1.40
	2	市民・事業者・市役所が協力し合ってより良い地域づくりに取り組んでいる	4.26	2.34	1.92
	3	お年寄りが経験や知識、技術を活かして社会参加している	3.84	2.41	1.43
	4	市民団体などが技術的、経済的に自立して、まちづくり活動をしている	3.83	2.29	1.54
	5	行政事務の改善や効率化の努力がされており、行政サービスが向上している	4.33	2.25	2.08
	6	周辺の市町村等と連携して無駄の無い効率的な行政活動が行われている	4.26	2.11	2.15
産業	7	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている	3.92	2.05	1.87
	8	地場産業と共に新たな産業が根付き、工業の振興が図られている	4.06	1.92	2.14
	9	商業に活気があり、便利に楽しく買物ができる	4.24	2.21	2.03
	10	市民は桜井市の魅力を理解しており、それを来訪者に伝えている	3.86	2.16	1.70
	11	来訪者は市内を巡りながら歴史や食を生かした観光を楽しんでいる	3.99	2.58	1.41
	12	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる	4.37	2.21	2.16
生活・安全	13	消防・救急が充実し、市民が安心して暮らしている	4.54	3.37	1.17
	14	交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安全に生活している	4.33	2.99	1.34
	15	犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる	4.57	3.01	1.56
	16	外国人も訪れやすく暮らしやすい環境が整っている	3.56	2.36	1.20
	17	他のまちとの交流があり、お互いのまちについての理解が深まっている	3.61	2.39	1.22
健康・福祉	18	人権を認め合い、一人ひとりの立場を尊重して生活している	3.89	2.69	1.20
	19	市民が自ら健康づくりに取り組んでいる	3.96	2.83	1.13
	20	自分にあった医療が、休日夜間を問わず、いつでも受けられる	4.53	2.92	1.61
	21	暮らし方や健康状態の異なる様々なお年寄りが、安心して暮らしている	4.31	2.36	1.95
	22	高齢者がいきがいを持って生活している	4.17	2.61	1.56
	23	老後も経済面、健康面に不安がなく生活している。	4.46	2.58	1.88
	24	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る	4.34	2.20	2.14
	25	障がいを持つ人が、安心して生活している	4.27	2.66	1.61
	26	市民が地域の中で助け合うことで安心して暮らしている	4.08	2.61	1.47
	27	誰もが経済的にも精神的にも自立して生活している	4.20	2.37	1.83
	28	病気やケガをした時の負担が軽く、安心して医療を受けられる	4.48	2.46	2.02
教育・生涯教育	29	埋蔵文化財が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている	3.75	3.13	0.62
	30	生涯を通して様々な学ぶ機会が用意されている	3.69	2.76	0.93
	31	まちづくりの活動とそのための技術を身につける機会が充実している	3.66	2.43	1.23
	32	市民がスポーツやレクリエーションに参加し、生きがいを持って暮らしている	3.60	2.91	0.69
	33	未就学年齢でも、それぞれの子どもにあった教育を受けられる	3.89	2.71	1.18
	34	一人ひとりに目の行き届いた学校教育が受けられる	4.21	2.56	1.65
	35	子ども達が地域の中でいきいきと遊び、学んでいる	4.29	2.64	1.65
環境・自然	36	市民一人ひとりに環境を守る意識が浸透している	4.34	2.44	1.90
	37	市民と行政が協力し、ゴミなども資源として無駄なく活用されている	4.33	2.90	1.43
	38	市内の自然が良好に守られている	4.25	2.77	1.48
生活の基盤	39	市民はそれぞれの生活スタイルに合った快適な住環境に暮らしている	3.86	2.87	0.99
	40	日常的に自然とふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる	3.73	2.73	1.00
	41	市内のどこに住んでいても、市内の移動には問題がない	3.98	2.28	1.70
	42	安全でおいしい水が飲める	4.32	3.20	1.12
	43	市民一人ひとりの心がけと、排水処理のおかげで衛生的な水環境となっている	4.32	2.86	1.46
	44	防災のための施設や情報、活動体制が充実し、安心して暮らしている	4.32	2.76	1.56
	45	自分のまちの良さを自覚しており、愛着のある景観が守られている	3.92	2.78	1.14
	46	市民がインターネットや携帯電話等の情報手段を生活にうまく取り入れている	3.62	2.59	1.03

			平成25年度		H25
		C	重要度	達成度	ニーズ指数
地域経営	1	市民がお互いに協力して、積極的に地域の活動に取り組んでいる	3.95	2.69	1.26
	2	市民・事業者・市役所が協力し合ってより良い地域づくりに取り組んでいる	4.20	2.42	1.78
	3	お年寄りが経験や知識、技術を活かして社会参加している	3.79	2.47	1.33
	4	市民団体などが技術的、経済的に自立して、まちづくり活動をしている	3.77	2.32	1.45
	5	行政事務の改善や効率化の努力がされており、行政サービスが向上している	4.23	2.40	1.84
	6	周辺の市町村等と連携して無駄の無い効率的な行政活動が行われている	4.22	2.22	2.00
産業	7	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている	3.85	2.08	1.76
	8	地場産業と共に新たな産業が根付き、工業の振興が図られている	4.02	2.00	2.02
	9	商業に活気があり、便利に楽しく買物ができる	4.21	2.24	1.97
	10	市民は桜井市の魅力を理解しており、それを来訪者に伝えている	3.91	2.14	1.76
	11	来訪者は市内を巡りながら歴史や食を生かした観光を楽しんでいる	4.06	4.06	0.00
	12	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる	4.28	2.23	2.05
生活・安全	13	消防・救急が充実し、市民が安心して暮らしている	4.48	3.40	1.08
	14	交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安全に生活している	4.28	3.00	1.28
	15	犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる	4.48	3.08	1.39
	16	外国人も訪れやすく暮らしやすい環境が整っている	3.66	2.33	1.33
	17	他のまちとの交流があり、お互いのまちについての理解が深まっている	3.62	2.38	1.24
健康・福祉	18	人権を認め合い、一人ひとりの立場を尊重して生活している	3.89	2.82	1.07
	19	市民が自ら健康づくりに取り組んでいる	3.91	2.89	1.02
	20	自分にあった医療が、休日夜間を問わず、いつでも受けられる	4.45	2.43	2.02
	21	暮らし方や健康状態の異なる様々なお年寄りが、安心して暮らしている	4.18	2.70	1.48
	22	高齢者がいきがいを持って生活している	4.07	2.63	1.44
	23	老後も経済面、健康面に不安がなく生活している。	4.33	2.29	2.04
	24	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る	4.25	2.67	1.58
	25	障がいを持つ人が、安心して生活している	4.20	2.58	1.62
	26	市民が地域の中で助け合うことで安心して暮らしている	4.03	2.70	1.33
	27	誰もが経済的にも精神的にも自立して生活している	4.14	2.35	1.79
	28	病気やケガをした時の負担が軽く、安心して医療を受けられる	4.36	2.58	1.78
教育・生涯教育	29	埋蔵文化財が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている	3.82	3.19	0.63
	30	生涯を通して様々な学ぶ機会が用意されている	3.66	2.75	0.91
	31	まちづくりの活動とそのための技術を身につける機会が充実している	3.63	2.44	1.19
	32	市民がスポーツやレクリエーションに参加し、生きがいを持って暮らしている	3.55	2.80	0.75
	33	未就学年齢でも、それぞれの子どもにあった教育を受けられる	3.88	2.72	1.16
	34	一人ひとりに目の行き届いた学校教育が受けられる	4.16	2.61	1.55
	35	子ども達が地域の中でいきいきと遊び、学んでいる	4.18	2.79	1.39
環境・自然	36	市民一人ひとりに環境を守る意識が浸透している	4.20	2.48	1.72
	37	市民と行政が協力し、ゴミなども資源として無駄なく活用されている	4.22	2.94	1.28
	38	市内の自然が良好に守られている	4.16	2.89	1.28
生活の基盤	39	市民はそれぞれの生活スタイルに合った快適な住環境に暮らしている	3.84	2.90	0.94
	40	日常的に自然とふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる	3.68	2.78	0.89
	41	市内のどこに住んでいても、市内の移動には問題がない	4.01	2.34	1.67
	42	安全でおいしい水が飲める	4.28	3.33	0.95
	43	市民一人ひとりの心がけと、排水処理のおかげで衛生的な水環境となっている	4.28	3.05	1.23
	44	防災のための施設や情報、活動体制が充実し、安心して暮らしている	4.27	2.78	1.49
	45	自分のまちの良さを自覚しており、愛着のある景観が守られている	3.93	2.89	1.04
	46	市民がインターネットや携帯電話等の情報手段を生活にうまく取り入れている	3.74	2.68	1.05

財　政　状　況　比　較　資　料

1　財政力指数【0.54】

類似団体内順位　8/12　　全国平均　0.51　　奈良県平均　0.41

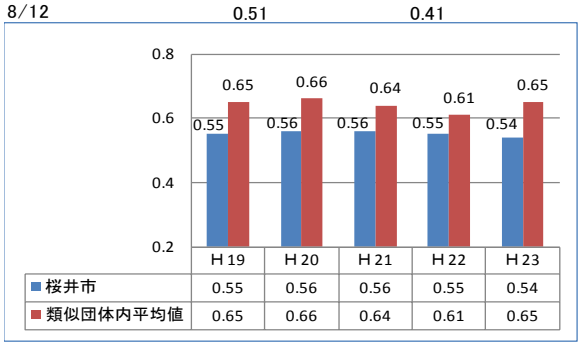

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	0.55	0.56	0.56	0.55	0.54
類似団体内平均値	0.65	0.66	0.64	0.61	0.65

2　経常収支比率【99.7%】

類似団体内順位　10/12　　全国平均　90.3　　奈良県平均　94.1

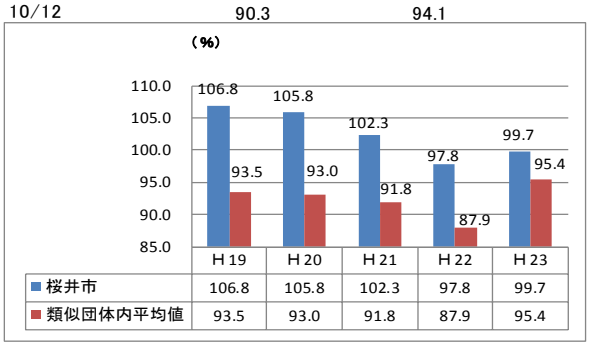

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	106.8	105.8	102.3	97.8	99.7
類似団体内平均値	93.5	93.0	91.8	87.9	95.4

3　将来負担比率【109.6%】

類似団体内順位　10/12　　全国平均　69.2　　奈良県平均　121.8

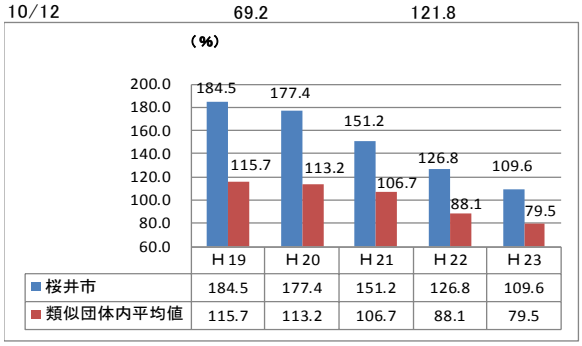

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	184.5	177.4	151.2	126.8	109.6
類似団体内平均値	115.7	113.2	106.7	88.1	79.5

4　実質公債費比率【11.6%】

類似団体内順位　7/12　　全国平均　9.9　　奈良県平均　13.1

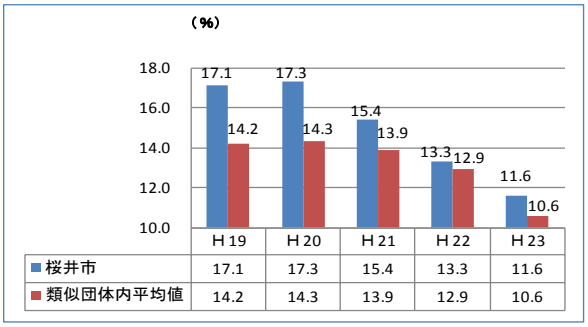

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	17.1	17.3	15.4	13.3	11.6
類似団体内平均値	14.2	14.3	13.9	12.9	10.6

5　人口千人当たりの職員数【8.63人】

類似団体内順位　12/12　　全国平均　7.17　　奈良県平均　7.83

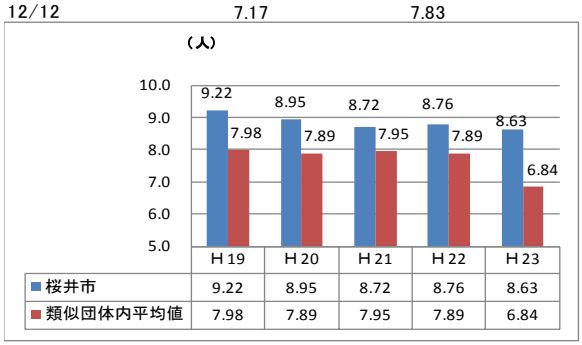

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	9.22	8.95	8.72	8.76	8.63
類似団体内平均値	7.98	7.89	7.95	7.89	6.84

6　ラスパイレス指数【107.4】

類似団体内順位　9/12　　全国市平均　106.9　　全国町村平均　103.3

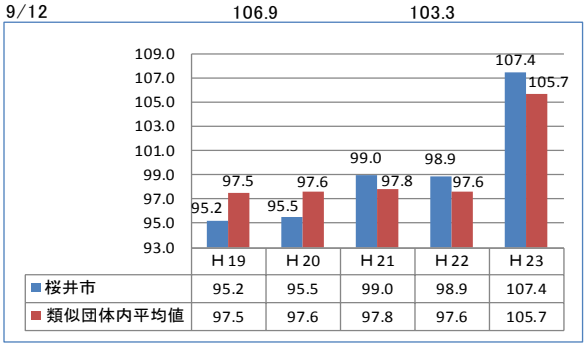

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	95.2	95.5	99.0	98.9	107.4
類似団体内平均値	97.5	97.6	97.8	97.6	105.7

7　人口1人当たり人件費・物件費等決算額【129,663円】

類似団体内順位　9/12　　全国平均　119,477　　奈良県平均　119,115

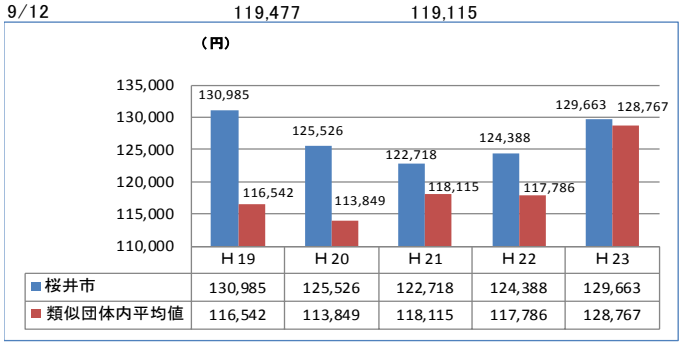

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	130,985	125,526	122,718	124,388	129,663
類似団体内平均値	116,542	113,849	118,115	117,786	128,767

8　人件費【33.0%】

類似団体内順位　11/12　　全国平均　25.4　　奈良県平均　27.8

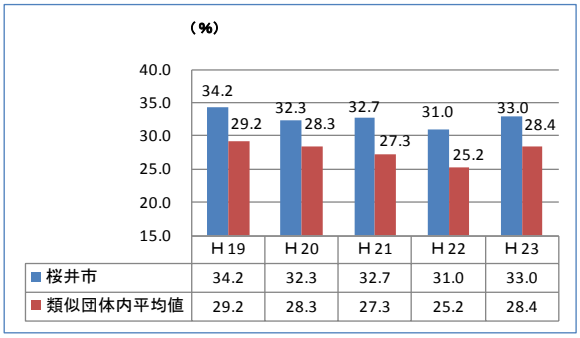

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	34.2	32.3	32.7	31.0	33.0
類似団体内平均値	29.2	28.3	27.3	25.2	28.4

9　扶助費【11.7%】

類似団体内順位　10/12　　全国平均　10.5　　奈良県平均　8.8

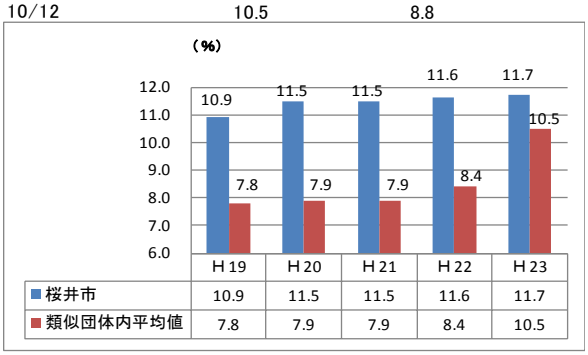

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	10.9	11.5	11.5	11.6	11.7
類似団体内平均値	7.8	7.9	7.9	8.4	10.5

10　公債費【22.4%】

類似団体内順位　10/12　　全国平均　19.0　　奈良県平均　22.0

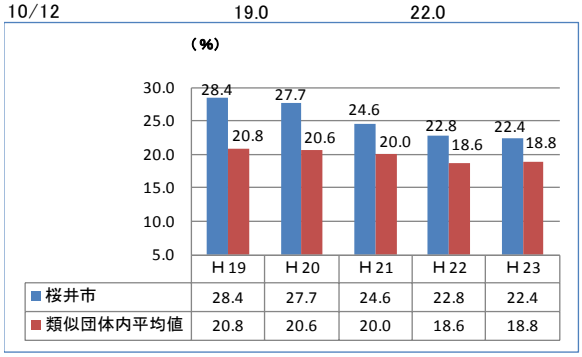

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	28.4	27.7	24.6	22.8	22.4
類似団体内平均値	20.8	20.6	20.0	18.6	18.8

11　物件費【16.3%】

類似団体内順位　12/12　　全国平均　13.1　　奈良県平均　14.2

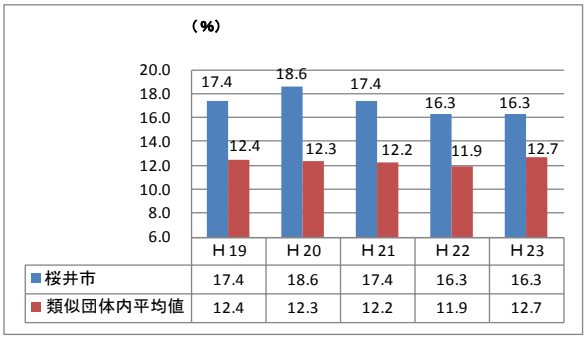

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	17.4	18.6	17.4	16.3	16.3
類似団体内平均値	12.4	12.3	12.2	11.9	12.7

12　補助費等【2.2%】

類似団体内順位　1/12　　全国平均　10.1　　奈良県平均　9.0

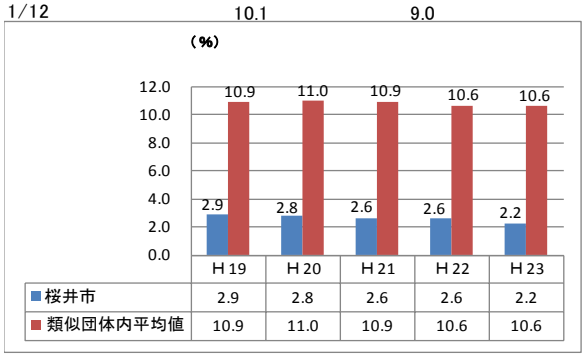

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	2.9	2.8	2.6	2.6	2.2
類似団体内平均値	10.9	11.0	10.9	10.6	10.6

13　その他【14.4%】

類似団体内順位　7/12　　全国平均　12.2　　奈良県平均　12.3

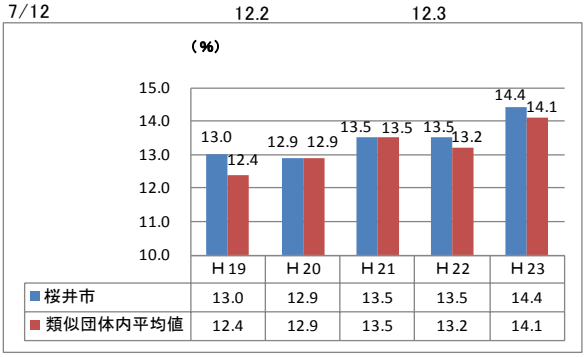

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	13.0	12.9	13.5	13.5	14.4
類似団体内平均値	12.4	12.9	13.5	13.2	14.1

14　公債費以外【77.3%】

類似団体内順位　7/12　　全国平均　71.3　　奈良県平均　72.1

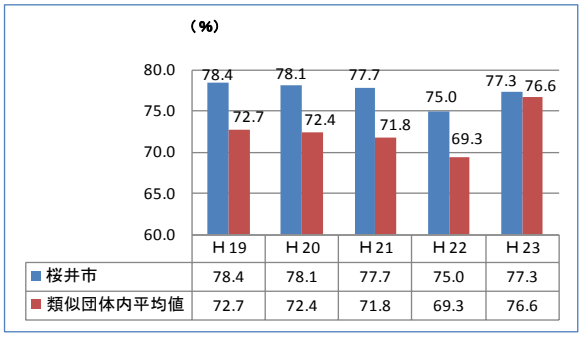

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
桜井市	78.4	78.1	77.7	75.0	77.3
類似団体内平均値	72.7	72.4	71.8	69.3	76.6

　このページのグラフは経常経費の分析表です。
　経常的に収入できる一般財源（自由に使える財源）のうち、経常的に支出する経費が占める割合が経常収支比率ですが、このグラフはどのような内容に使われているかを示すものです。